

【平成 28 年（2016 年）熊本地震関連】任意継続組合員の申し出及び掛金の支払いについて

更新日：2016 年 4 月 29 日

被災により任意継続組合員の申し出及び掛金の支払を期日までにを行うことが困難であった場合について、次のような対応を行っています。

平成 28 年 4 月から任意継続組合員となるための申し出手続の期日は、当面 1 か月期日を延長し、5 月 19 日までとします。また、掛金の前納を希望される場合の掛金額は、払込みが平成 28 年 4 月以降となっても、4 月に払い込んだ場合と同じ前納率を適用します。